

一般社団法人日本組織移植学会 認定コーディネーター制度

規則および同施行細則

2005年3月8日 作成
2007年4月11日 改訂
2013年8月2日 改訂
2016年8月27日 改訂
2021年8月20日 改訂

認定委員会

委員長 大阪急性期・総合医療センター 後藤満一

認定委員会 認定コーディネーター部門

部門長 (一社)日本スキンバンクネットワーク 青木 大

委員 藤田医科大学保健衛生学部看護学科 明石優美

東京医科歯科大学市川総合病院
角膜センター・アイバンク 佐々木千秋

東京大学医学部附属病院組織バンク部 三瓶祐次

聖マリアンナ医科大学 中村晴美

藤田医科大学医学部移植・再生医学講座 剣持 敬

国土舘大学大学院 田中秀治

東邦大学医療センター佐倉病院 本村 昇

一般社団法人日本組織移植学会

認定コーディネーター制度規則

第1章 総則

第1条 この制度は、組織移植に関する医学の進歩を促し、組織移植医療の水準を向上させ、国民の福祉に貢献することを目的とする。

第2条 前条の目的を達成するため、一般社団法人日本組織移植学会（以下日本組織移植学会）定款第4条（3）に基づき、日本組織移植学会認定コーディネーター制度規則を制定し、日本組織移植学会認定コーディネーター（以下認定コーディネーターと略記）を認定する。

第2章 認定コーディネーター制度を運用する機関

第3条 日本組織移植学会は、認定コーディネーター制度の運用に当り、認定委員会認定コーディネーター部門を設置する。認定委員会には、認定委員会委員長が必要と認めたときには、教育・研修委員会委員長ならびに教育・研修委員会認定コーディネーター部門長の参加は認められるものとする。

第4条 認定委員会認定コーディネーター部門は、認定コーディネーター制度の運用全般、並びに更新審査についての管理を行い、本制度の運用に当たって生じた疑義を処理する。また認定試験を実施し、組織移植コーディネーターの認定審査を行う。

第3章 認定コーディネーター申請資格

第5条 認定コーディネーターの認定を申請する者は、次の各項に定める資格をすべてえていなければならない。

- 1) 医療系4年制大学卒またはそれと同等の知識を有すること
- 2) 申請時において通算1年以上日本組織移植学会の会員であること
- 3) 通算1年以上の組織移植における実務経験を有し、必要な経験と学識技術とを修得していると認められること
- 4) 日本組織移植学会の実施するコーディネーターセミナーを規定回数以上受講し、筆記・実技試験に合格していること

第4章 認定コーディネーターの認定

第6条 認定コーディネーターの認定を申請する者は、細則に定める申請書類と認定審査料と認定審査料を認定委員会に提出しなければならない。

第7条 認定委員会は、毎年1回、認定コーディネーター申請者に対して試験を行い、認定審査を行う。

第8条 認定委員会は、審査の結果を理事長に報告する。

第9条 理事長は、認定委員会の審査結果を元に、理事会の承認を経て、認定審査の合格者を認定コーディネーターとして登録し認定コーディネーター認定証を交付する。

第10条 認定コーディネーター認定証の交付を受ける者は、別に定める認定登録料を納付しなければならない。

第11条 認定コーディネーター認定証の有効期間は、交付の日より3年とする。但し、3回目の更新以降、試験等により認められた者は有効期間を5年とする。

第12条 認定コーディネーター認定証を紛失した場合は、日本組織移植学会事務局へ直ちに連絡をし、再発行の手続きを行い、手数料として10,000円を支払わなければならない。

第5章 認定コーディネーターの更新

第13条 認定コーディネーターは、認定コーディネーター取得後3年毎にこれを更新しなければならない。但し、3回目の更新以降、試験等により認められた者は有効期間を5年とする。

第14条 認定コーディネーターの更新を申請する者は、細則に定める申請書類と更新審査料を認定委員会に提出しなければならない。

第15条 認定委員会は、毎年1回、認定コーディネーター更新申請者に対して更新審査を行う。

第16条 認定委員会は、審査の結果を理事長に報告する。

第17条 理事長は認定委員会の報告にもとづき、理事会の議を経て、更新審査の合格者の登録を更新し認定コーディネーター認定証を交付する。

第18条 認定コーディネーター認定証の交付を受ける者は、別に定める更新登録料を納付しなければならない。

第19条 海外留学、病気その他認定委員会が妥当と認める理由があれば、その間その個人につき本制度の適応は留保し、その期間は次回更新期間から差し引かれる。なお、留保期間中は認定コーディネーター資格を有するものとする。

第6章 認定コーディネーター資格の喪失・停止処分

第20条 認定コーディネーターは、次の各項の理由により、その資格を喪失する。喪失した際は、コーディネーター認定を停止し、その間認定証およびそれらに付随するものを日本組織移植学会に返還しなければならない。

- 1) 死亡したとき
- 2) 認定コーディネーターの資格を辞退したとき
- 3) 日本組織移植学会を脱会したとき
- 4) 認定コーディネーターの更新をしなかったとき

5) 認定コーディネーターとして社会的にふさわしくない行為があったとき

第 21 条 認定コーディネーターの更新審査にて不合格となった者は、その認定コーディネーター資格を 2 年間保留とする。その間に、所定の手続により更新審査に合格しない者は、認定委員会および理事会の議決によって認定を喪失する。

第 22 条 第 20 条の 5) に示す、認定コーディネーターとしてふさわしくない行為があったとき、あるいは申請書類に虚偽の記載があることが判明したときは、認定委員会および理事会の議決によって認定を取消することができる。

第 23 条 認定コーディネーターは、第 5 条より日本組織移植学会会員でなければならないため、学会費の未納が発覚した際は、コーディネーターの認定を停止し、その間認定証およびそれらに付随するものを日本組織移植学会に返還しなければならない。

第 7 章 附則

第 24 条 この規則は、2005 年 3 月 8 日から施行する。

第 25 条 この規則は、認定委員会および理事会の議決を経なければ変更、もしくは廃止することができない。この規則を施行するため、別に細則を定める。

一般社団法人日本組織移植学会

認定コーディネーター制度施行細則

第1章 運営

第1条 日本組織移植学会認定コーディネーター制度規則の施行に当り、規則に定めた以外の事項については、施行細則の規定に従うものとする。

第2条 認定委員会の委員は、業務上入手した会員に関する一切の情報を守秘する義務がある。

第3条 認定委員会の事務は、日本組織移植学会事務局において行う。

第2章 認定申請書類

第4条 認定コーディネーターの認定を申請する者は、次の各項に定める申請書類を認定委員会に提出しなければならない。

- 1) 認定コーディネーター認定申請書（別に定める）
- 2) 履歴書（別に定める）
- 3) 国家資格免許証（写）*取得している者に限る
- 4) コーディネーター実績（別に定める）
- 5) 施設在籍証明書（別に定める）
- 6) 施設長の推薦書（別に定める）
- 7) 日本組織移植学会学術集会参加証あるいはそれを証明する記録
（2枚、コピーでも可）。

第3章 更新申請書類

第5条 認定コーディネーターの更新を申請する者は、認定コーディネーターの有効期間満了の年度内に、次の各項に定める申請書類を認定委員会に提出しなければならない。

- 1) 認定コーディネーター更新申請書（別に定める）
- 2) 履歴書（別に定める）
- 3) 業績目録（別に定める）

第6条 満65歳以上の認定コーディネーターについては、第11条 2) 履歴書と 3) 業績目録の提出および第13条の更新審査料を免除する。

第4章 審査料および登録料

第7条 審査料は、次の如くである。

認定審査料 5,000 円

更新審査料 5,000 円

第8条 既納の審査料は、返却しない。

第9条 登録料は、次の如くである。

認定登録料 10,000 円

更新登録料 5,000 円

第10条 既納の登録料は、返却しない。

第5章 申請の時期および申請先

第11条 認定委員会は、認定コーディネーターの認定および更新を申請する時期、その他について、実施6ヵ月前に公示する。

第12条 申請先および手数料送金先

日本組織学会事務局

第13条 すべての審査は、その年度内に完了しなければならない。

第6章 附則

第14条 この細則は、平成17年3月8日より施行する。

第15条 この細則は、認定委員会の議決を経て、理事会の承認を得なければ変更できない。

第16条 この細則の実施に関して生ずる疑義については、認定委員会の審議によって決定するものとする。